

相模原市建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月20日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第61号

相模原市建築基準条例の一部を改正する条例

相模原市建築基準条例(平成11年相模原市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「避難階又は地上に通ずる利用者用の」を「利用者が日常利用する避難階若しくは地上に通ずる直通階段又は政令第120条の規定により設置する」に改め、同項第1号に次のただし書を加える。

ただし、手すり等が設けられた場合にあっては、当該手すり等の幅が10センチメートルを限度として、ないものとみなして算定する。

第19条中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第21条中「ないもの」の次に「(特定主要構造部が耐火構造でないものを含む。)」を加える。

第23条第2項中「(主要構造部)」を「(特定主要構造部)」に改める。

第27条に次の1項を加える。

- 5 第1項及び第2項に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として政令第109条の8に規定する部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、第1項及び第2項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第29条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として政令第109条の8に規定する部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第30条第2項に次のただし書を加える。

ただし、手すり等が設けられた場合にあっては、当該手すり等の幅が10センチ

チメートルを限度として、ないものとみなして算定する。

第31条第1項中「準耐火構造」の次に「(特定主要構造部を耐火構造とする場合を含む。)」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として政令第109条の8に規定する部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、第1項及び第2項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第40条第2項各号列記以外の部分中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同項第2号中「主要構造部は、」を「特定主要構造部を」に改め、「又は」の次に「主要構造部を」を加える。

第41条第5項、第42条第1項、第44条第2項、第49条第4項及び第51条中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

第53条第1項中「の敷地」の次に「から」を加え、同条第2項中「限る。」の次に「敷地からの」を加える。

第54条第1項中「準耐火構造」の次に「(特定主要構造部を耐火構造とする場合を含む。)」を加え、同条第3項第3号中「が1時間準耐火基準に適合する準耐火構造」の次に「(特定主要構造部が耐火構造である場合を含む。)」を加え、同条に次の1項を加える。

4 前3項に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として政令第109条の8に規定する部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、前3項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第60条第2項中「第29条」を「第29条第1項」に改める。

第62条に次の5項を加える。

8 法第3条第2項の規定により、第9条又は第23条の規定の適用を受けない建築物における屋根又は外壁に係る大規模の修繕又は大規模の模様替であって、当該建築物の避難の安全上支障とならないものについては、これらの規定は、適用しない。

9 法第3条第2項の規定により、第56条の規定の適用を受けない建築物における屋根又は外壁に係る全ての大規模の修繕又は大規模の模様替については、同条の規定は、適用しない。

10 法第3条第2項の規定により、第59条の3の規定の適用を受けない建築物に係る用途の変更(当該変更後に当該建築物の利用者の増加が見込まれないものを除く。)を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替であって、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、同条の規定は、適用しない。

11 法第3条第2項の規定により、第59条の4の規定の適用を受けない建築物に係る形態の変更(他の建築物の利便その他周囲の環境の維持又は向上のため必要なものを除く。)を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替であって、市長が通行上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、同条の規定は、適用しない。

12 法第3条第2項の規定により、第59条の3、第59条の4又は第59条の6から第59条の10までの規定の適用を受けない建築物に係る用途の変更については、これらの規定は、適用しない。

第65条中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。